

ボイラー等の設置、位置構造の変更をする場合、あらかじめ届出ること。(火災予防条例第51条)
 ※届出該当設備は次項参照

様式第11号(第14条関係) (表)

炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー
 給湯湯沸設備・乾燥設備・簡易サウナ設備
 一般サウナ設備・ヒートポンプ冷暖房機
 火花を生ずる設備・放電加工機

設置(変更)届出書

(あて先) 石狩北部地区消防事務組合 〇〇消防署長		〇年〇月〇日	
当てはまるものに○をつける。		設置等する者の住所、電話番号、氏名を記入。	
建物が所在する市町村の署長宛てとする。		(届出者) 住所 〇〇市〇〇丁目〇〇番地 電話 () 氏名 消防商事㈱ 代表取締役 消防太郎	
防火対象物	所在地	〇〇市〇〇丁目〇〇番地 電話	
	名称	消防商事ビル	主要用途 事務所
設置場所	用途	ボイラー室	床面積 35㎡
	構造	準耐火(S造)	階層 1階
届出設備	設備の種類	温水ボイラー(簡易ボイラー) 屋外に設置する設備にあつては、「屋外」と記入。	
	着工(予定)年月日	〇年〇月〇日	竣工(予定)年月日 〇年〇月〇日
	設備の概要	屋外のオイルタンクから配管にて燃料を供給し、暖房用と使用する。(別図参照) ※設置場所、設置する機器などの配置がわかる図面、機器の仕様書を添付	
	使用する燃料・熱源・加工液	種類 第4類第2石油類(灯油)	使用量 60.8kw(5.20/h)
	安全装置	耐震自動消火装置、燃焼抑制装置、停電安全装置、加熱防止装置	
取扱責任者の職氏名		代表取締役 消防太郎	
工事施工者	住所	〇〇市〇〇丁目〇〇番地 電話	
	氏名	消防空調設備㈱ 防災太郎	
※ 受付欄		※ 経過欄	

- 備考
- 1 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
 - 2 階層欄には、屋外に設置する設備にあつては、「屋外」と記入すること。
 - 3 設備の種類欄には、鉄鋼溶解炉、暖房用熱風炉、業務用厨房設備等と記入すること。
 - 4 設備の概要欄に書き込めない事項は、別紙に記載して添付すること。
 - 5 ※印の欄及び裏面は、記入しないこと。
 - 6 当該設備の設計図書を添付すること。

参考

火災予防条例第 51 条により届出を要する火気設備		
1	熱風路	様式第 11 号
2	多量の可燃性のガス又は蒸気を発生する炉	様式第 11 号
3	据付面積 2 m ² 以上の炉（個人の住居に設けるものは除く。）	様式第 11 号
4	当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力の合計が 350kW 以上の厨房設備	様式第 11 号
5	入力 70kW 以上の温風暖房機（風道を使用しないものにあつては、劇場等及びキャバレー等に設けるものに限る。）	様式第 11 号
6	ボイラー及び入力 70kW 以上の給湯湯沸設備（個人の住居に設けるもの又は労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 1 条第 3 号に定めるものを除く。）	様式第 11 号
7	乾燥設備（個人の住居に設けるものを除く。）	様式第 11 号
8	簡易・一般サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）	様式第 11 号
9	入力 70kW 以上の内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機	様式第 11 号
10	火花を生ずる設備	様式第 11 号
11	放電加工機	様式第 11 号
12	高圧又は特別高圧の変電設備（全出力 50kW 以下のものを除く。）	様式第 12 号
13	燃料電池発電設備（条例第 11 条の 2 第 2 項又は第 4 項に定めるものを除く。）	様式第 12 号
14	内燃機関を原動力とする発電設備のうち、固定して用いるもの（条例第 12 条第 4 項に定めるものを除く。）	様式第 12 号
15	蓄電池設備（容量が 4,800Ah/セル以上のもの）	様式第 12 号
16	設備容量 2kVA 以上のネオン管灯設備	様式第 12 号
17	水素ガスを充填する気球	様式第 12 号